

従業員の自転車通勤における企業のリスク管理

木村幸生

(株)ちばぎん総合研究所
経営コンサルティング部
主任コンサルタント

自転車通勤とリスクの高まり

近年のエコブームの到来や健康志向の高まりを受け、自転車で通勤するサラリーマンやOLが街中で目立つようになった。

自転車の利用は、排気ガスがないため環境に負荷がなく、運動不足やダイエットにも効果的であること、ガソリン等の維持費がかからず、朝夕の通勤ラッシュを回避でき、駐輪場の確保も容易なことなどメリットは少なくない。そのため、自転車通勤を奨励する企業や、自発的に自転車通勤する従業員が増えていることが考えられる。

一方、利用者の増加に伴い、自転車による交通事故も増加傾向にあり、自転車通勤における企業と従業員のリスクが高まっていることにも目を向けなければならない。平成27年6月に道路交通法が改正され、自転車運転時の違反行為に対する罰則が強化されたが、依然として自転車による交通事故は後を絶たず、自転車で通勤する従業員へのさらなるルールとマナーの徹底が重要となっている。

自転車通勤の主な問題点

自転車通勤には、主に三つの問題がある。

まずは、労災保険における通勤災害の認否の問題である。事故により従業員が負傷または死亡した場合、託児所への送迎や日用品の購入などは除き、寄り道もせず合理的な経路を通っていたのであれば、原則として通勤災害が

認められることになる。

しかし、自転車通勤の場合は、移動の自由度が高く、合理的な経路を外れる頻度が高いため、通勤以外の目的で経路を外れば、それ以降は事故を起こしても通勤災害が適用されなくなり、自己負担額の多い健康保険を使用するしかないことを、企業から従業員に十分周知しておく必要がある。

次に、通勤途中の事故で従業員が加害者となり、他人を負傷または死亡させた場合の責任の問題である。近年は自転車による死亡や高度障害に至る事故も増え、1億円近い高額な賠償額を命じられるケースもあり、歩行者にとっては「走る凶器」となり得る自転車を軽視すべきではない。他人を負傷または死亡させれば、まず従業員本人に損害賠償責任が発生するが、本人に資力がなく賠償できない場合は、使用者責任が問われ、企業にも損害賠償責任が及ぶ可能性があることを認識しておく必要がある。

最後に、通勤手当の問題である。社内に公共交通機関(電車やバス)や自動車による通勤手当の定めはあっても、自転車の通勤手当については、定めがない企業が多いと思われる。そのため、公共交通機関(電車やバス)の定期代を受領しているが、実際は自転車で通勤している従業員は、意外と少なくないかもしれない。自転車通勤する従業員にもさまざまな事情や考え方があり、難しい問題ではあるが、通勤手当は、通勤に要した実費相当額を支給することが原則である。従業員が不当利得とならないように、自転車における買い換え、消耗品

購入、修理、そして保険や駐輪等の各費用を考慮し、それらに見合った支給基準を社内規定しておく必要がある。

事故リスクへの対応策

自転車通勤時の事故のリスクに備え、企業が取るべき対応策は二つに分かれる。事故のリスクを回避するため、従業員の自転車通勤を禁止するか、または同リスクを踏まえうえて、従業員の自転車通勤を許可制にして認めるかである。禁止するのであれば、就業規則の服務規律および懲戒の条項に、自転車通勤禁止の旨と、違反した場合の罰則を明確に規定し、従業員に周知する必要がある。また、許可制にして認めるのであれば、自転車通勤についてのルールを定めた「自転車通勤規程」を作成し、自転車通勤の許可基準、禁止行為、保険加入、事故発生時の責任の所在、通勤手当の取り扱い等を明確に規定し、従業員に周知する必要がある。

下欄に企業が従業員の自転車通勤を許可する場合の重要項目と着眼点についてまとめたので、規程作成時のキーワードとして参考にしてほしい。

自動車通勤においては任意保険の加入基準などを設定し、許可制にしている企業が多いと思われるが、自転車通勤についてはそのようなルールもなく、従業員の判断で自転車通勤をしているケースがほとんどであると推察する。しかし、自転車通勤途上の事故に対する備えを従業員の自主性に任せているだけでは、従業員のみならず、企業が抱えるリスクも低減できない。

企業防衛の観点から、自転車通勤を軽視することなく、企業が主体的に社内のルール化と従業員に対する教育に取り組み、対応策を強固なものとするなかでリスクの低減に努めてほしい。

■自転車通勤を許可する場合の重要項目と着眼点

重要項目	着眼点
損害保険の加入	加入した保険の契約期間は、通勤許可期間をカバーし、補償内容は高額な賠償額にも耐えられるか。
通勤経路の確認	負傷時に労災保険の通勤災害として認定されるよう、合理的な経路を通じて通勤しているか。
安全運転の徹底	運転時に禁止すべき行為や遵守すべき交通ルールを理解し、安全運転の意識を強く持っているか。
駐輪場の確保	近隣施設の迷惑や歩行者の妨げにならないよう、所定の駐輪場を確保し、駐輪しているか。
通勤手当の取り扱い	買い換え費用や修理費用、保険や駐輪場の費用等を考慮し、妥当な支給基準になっているか。